

事務連絡
令和6年5月7日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

母体保護法施行規則別記様式第13号（2）に定める
人工妊娠中絶実施報告票の改正について（再周知）

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

母体保護法（昭和23年法律第156号）第25条に基づく人工妊娠中絶の届出については、別添の「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について」（令和5年4月28日付こ成母第51号こども家庭庁成育局長通知）において、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第46号）が令和5年4月28日に公布・施行され、同規則別記様式第13号（2）に定める人工妊娠中絶実施報告票に「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を設け、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤の投与の有無を記載することとしたこと等の周知を行ったところで

す。
このたび、人工妊娠中絶実施報告票の改正について再周知させていただきます。改正内容について改めて御了知いただき、必要に応じて、関係機関等へ再度、周知徹底いただくようお願いいたします。